

改正

平成27年3月27日告示第47号

基山町人・農地プラン検討会設置要綱

(設置)

第1条 基山町の農業振興に必要な担い手の確保及び経営規模の拡大等に係る人・農地プランの内容について検討するため、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依令通知）別記1の第2の1の(3)の規定に基づき、基山町人・農地プラン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 人・農地プランの作成に必要な取組事項の検討に関する事。
- (2) 人・農地プランの審査に関する事。
- (3) その他人・農地プランの作成のために町長が必要と認める事。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する13人以内の委員をもって組織する。

- (1) 農業者
- (2) 農業関係団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 検討会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
(事務局)

第7条 検討会の事務局は、産業振興課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が当該検討会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日告示第47号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。